

分譲要領に関することについて（令和8年4月15日現在）

要領第4条に関するQ&A

Q1. 「あらかじめ協議する」とあるが、企業振興課窓口に行って直接相談する必要があるということか。

A1. 必ずしも企業振興課窓口で直接相談する必要はありません。会社概要、事業計画、応募区画等について、分譲申し込みをいただく前に、電話やメール等でご相談いただいても差し支えありません。

要領第5条に関するQ&A

Q1. 「(4)会社概要」は企業パンフレットでよいか。

A1. 問題ございません。企業様の概要がわかる資料をご準備ください。

Q2. 「(8)直近1か年の国税、都道府県民税、市町村税の滞納がない旨の証明書（発行後3か月以内）」は、具体的にどのような証明書を提出すればよいか。

A2. 申請企業様の本社所在地における国税、都道府県民税、市町村税の滞納がない旨の証明書で「納税証明書」または「未納がないことの証明」等をご準備ください。

Q3. 「(9)その他必要な資料」は何を用意すればよいか。

A3. 原則、ご準備いただく必要はありませんが、事業所立地計画書や事業内容説明書等に補足説明がある場合など、必要に応じてご準備ください。

また、分譲申し込みをいただいた後に、特に確認が必要な事項が生じた場合には、企業振興課からご提出を求めることがあります。